

報告第8号

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸本 聡子

令和7年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和7年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

	ページ
1 事業の概要	3
総括表	6
2 事業実績	
(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業	7
(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業	9
(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業	9
(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業	10
(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業	11
(6) 公益目的事業該当性を確保するための取組	12
(7) 運営体制の充実を図るための取組	12
3 令和7年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事会開催状況	14
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿	15
4 令和7年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員会開催状況	16
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿	17

令和7年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

1 貸借対照表	21
2 正味財産増減計算書	22
3 正味財産増減計算書内訳表	24
4 財務諸表に対する注記	27
5 附属明細書	29
6 財産目録	30

令和7年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

35

39

令和7年度

事業報告

1 事業の概要

令和7年度は、6年度の事業実績を踏まえ、多くの事業で前年を上回る実績を残すことが出来るなど、財団事業を順調に進展させることができた。

その中でも特筆すべきは、11月に開催された「東京2025デフリンピック」に向けての展開である。7月に開催した障害者施策課からの委託事業である応援イベントでは区内在住のデフ卓球の亀澤理穂選手やデフビーチバレーボールの伊藤碧紀選手を招聘し、トークショーなどを行った。また、同イベント内において財団の自主事業として、日本デフ陸上競技協会の協力により、下高井戸にある都立中央ろう学校出身の山田真樹選手をはじめとするデフ陸上の選手が来場し、スタートランプの体験等を行ったところ300人を超える参加者を集めた。都立中央ろう学校とは、デフリンピックに向けてこの間、様々な協力連携関係を深めてきたが、その影響もあったと考えられる。一方で、阿佐谷商店街振興組合と連携し、パールセンターに区民のデフリンピック出場選手の応援横断幕の掲出を行うなど、デフリンピックの区民周知を図った。

その結果、デフリンピックの観戦事業として東京体育館においてデフ卓球競技に定員100名のところ、600名を超える応募があるなど、デフリンピックの普及啓発には一定の役割を果たせたと考えている。

また、区民歩こう会やファミリー駅伝といった、例年開催している恒例事業についてはそれぞれ好評を博しながら全事業を無事故で終えることが出来た。

こうした状況を踏まえ、今後も区の健康スポーツライフ杉並プラン及び財団スポーツ推進プランに沿った区民の健康づくりやスポーツの普及に向けた歩みを引き続き着実に進めていく。

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業(第1号事業)

令和6年度に引き続いて、民間では実施することができない公益性の高い事業を実施した。都立高校の体育施設開放事業を活用し、3年目となった「杉並こども歌舞伎塾」をはじめ、夜間に小学生対象と大人を対象とした2つの「スポーツチャレンジ教室」を開講した。

地域に出向いた出張教室事業は、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担う財団にとって欠かせない事業である。令和7年度は、ゆうゆう館・ケア24・学校支援本部などの協力を得て、延べ346人の参加があった。また、区立障がい者施設への出張教室も昨年度の8回から今年度は10回に増えている。

恒例となっている春と秋の「区民歩こう会」は、今年度も区民実行委員会と協議を進めながら実施し、春秋とも好天に恵まれた中、合計で350人の参加があった。

10月13日のスポーツの日に実施した「スポーツフェスティバル」では、昨年並となる3,245人の参加があったのははじめ、応援するスポーツでは「東京2025デフリンピック」の期間中にデフ卓球の区民観戦デーを実施したのは前述のとおりである。また、「すぎなみ名物ファミリー駅伝」は、例年2月に蚕糸の森公園で実施しているが、今年度も天候に恵まれ、多くのボランティアや実行委員会の支援・協力が得られたこともあり、これらの方々も含め、210人の参加があり大盛況であった。

一方で、区スポーツ祭は、杉並区スポーツ協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会などに所属する団体をはじめとする参加者が各施設でそれぞれの種目に躍動し、合計で13,511人の参加があったが、大きな事故もなく全種目とも無事に終えることができた。また年末には初の試みとして、区役所区民ギャラリーにおいて東京都スポーツ大会で優勝したスキ

一連盟等の優勝旗やメダルなどを展示し、スポーツ協会の活動実績を区民に周知する機会を設けた。

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内スポーツ団体の活動が安定して行われ、より発展するよう育成・支援するとともに、スポーツの指導者を育成する事業を実施した。

スポーツ関係団体の育成・支援では、区立小学校等を中心とした専門家派遣事業は1,595人の利用があり、昨年度の実績を上回った。また、児童館等連携事業も3,010人と昨年度を600人以上上回る増加となった。

指導者養成事業では、昨年度に引き続き、「初級パラスポーツ指導員養成講習会」を実施し、20人が資格取得を達成した。また、区から受託している「すぎなみスポーツアカデミー」で3年目となる「スポーツ・レクリエーション指導者養成講習会」においては、受講した27人のうち23人が修了し、(公財)日本レクリエーション協会公認「スポーツ・レクリエーション指導者」の資格を取得する対象者となった。さらに杉並区スポーツ協会や杉並区スポーツ少年団などとの協力のもとに開催する地域スポーツ関係団体専門科目には64人の参加があった。

また、民間障がい者通所施設への「スポーツ・レクリエーションの出張教室」は、令和6年度の612人から7年度は815人と参加者大幅増の結果となっている。

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

区民のスポーツ活動を促進するため、広報紙の発行やホームページ、SNSの活用により、地域のスポーツ情報の広報周知活動を実施した。

令和7年度は、財団の広報紙「マイスポーツ すぎなみ」を前年度と同数である年5回、742,050部発行し、新聞折込みや区内施設に配布した。

また、財団のホームページも事業実施やイベント情報の積極的な発信のため、更新を頻回に実施した結果、アクセス数は昨年度比約33%増の246,619件となった。

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

令和5年度から受託している区のユニバーサルタイム支援業務は、7年度22回(荻窪体育館6回、TAC杉並区上井草スポーツセンター12回、TAC杉並区永福体育館4回)行った。ユニバーサルタイムの当日の準備・運営支援のほか、障害者スポーツネットワーク会議の運営支援(議事録作成等)、ポスターチラシの配布作業を始めとするユニバーサルタイムの周知支援等を行った。また、障がいのある人もない人も気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション体験の機会を提供する「ふれあいフェスタ」は、地域、団体とのつながりを活かした広報周知を強めた結果、昨年度を上回る314人の参加があり、こちらも大変盛況であった。

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第5号事業)

令和7年度の業務委託契約に基づき、蚕糸の森公園運動場及び杉並第十小学校温水プールの受付管理等業務を行った。これらの施設について、区民が安全・安心に利用できるよう努めた。

(6) その他

令和7年度は「東京2025デフリンピック」を機にスポーツを通して障害理解と共生社会の考え方が浸透したと年と言えるのではないだろうか。スポーツ振興財団でも前述のとおり、

杉並区聴覚者協会や都立中央ろう学校等との連携を深め、7月に実施した応援イベントをはじめ、11月の大会観戦デーの開催など、その普及と周知に尽力した。

また、3月には「ふれあいスポーツ・レクリエーション体験会」において、ジャベリックスローをはじめとする全国障害者スポーツ大会の種目を初めて導入した他、4年目となったeスポーツコーナーも好評を博した。さらに同月にはスポーツ庁や東京都も推進する「eスポーツ教室及び体験会」を杉並障害者福祉会館で障害者や高齢者施設職員を対象として初めて実施し、今後の普及に向けて一石を投じることができたのではないかと考えている。

一方で広報・周知活動を強化する取組を積極的に進めた結果、ほとんどの事業で前年と比較し、参加者が大きく増加した。また、都立高校の体育施設開放事業を活用し、前年から引き続き、「スポーツチャレンジ教室」など財団独自の事業を展開した。

令和8年度は、令和7年度の実績を踏まえ、児童館等連携事業や出張教室等の事業を中心に、健康スポーツライフ杉並プランで位置付けられている地域におけるスポーツ活動の基礎づくりを主体的に担う役割を進めるため、対象施設の拡大を図るなど一層の創意工夫に努めていきたい。

事業実績 総括表

事業名	開催場所・その他	事業規模等	
スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)	都立高校、区施設及び民間施設を利用した教室	事業	9事業
		延参加者	1,420人
	野外事業	事業	4事業
		延参加者	608人
	共催事業	事業	4事業
		延参加者	596人
	イベント・大会等	事業	8事業
		延参加者	19,533人
スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 (第2号事業)	スポ・レク体験事業	事業	1事業
		延参加者	107人
	スポーツアドバイザーの派遣	事業	1事業
		延参加者	259人
	専門家派遣・児童館等連携事業	事業	2事業
		延参加者	4,605人
	スポーツ・レクリエーションの出張教室	事業	1事業
		延参加者	815人
	すぎなみスポーツアカデミー	事業	1事業
		延参加者	343人
	杉並区スポーツ協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会等の支援	事業	
		延参加者	
	講演会・講習会の開催	事業	1事業
		延参加者	56人
	総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	事業	1事業
		延参加者	21人
初級パラスポーツ指導員養成講習会	事業	1事業	
	延参加者	60人	
スポーツ用具の貸出	事業	1事業	
	延貸出件数	99件	
スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 (第3号事業)	広報紙の発行	742,050部	
	財団ホームページ	財団が実施した事業等の情報を掲載し、広く発信した。	
	SNS	SNSを活用し、機動的に身近なスポーツに関する話題や教室等の情報発信を行った。	
	歩とすぎなみ	区内等のウォーキングのマップによる情報提供を行った。	
杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 (第4号事業)	プール	種目	22種目
		延参加者	2,795人
	教室・イベント	事業	5事業
		延参加者	1,653人
区の事業への応援	事業	2事業	
杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業 (第5号事業)	運動場	延利用者	25,011人
	温水プール	延利用者	87,364人
延参加者・延利用者総数			145,246人

2 事業実績

当該年度における1年間の事業実績は次のとおりである。

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツに参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民のスポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

▼ 学校施設を利用した教室

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
杉並こども歌舞伎塾 ※ ¹	都立西高校	小学生～高校生	10月～1月	12 回	81 人
スポーツチャレンジ教室	都立豊多摩高校	小学生～一般区民	7月～8月	8 回	147 人
都立学校団体使用	都立豊多摩高校	小・中学生	7月～2月	12 回	332 人
延参加者合計					560 人

▼ 他の指定管理施設及び民間施設等を活用した教室

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
スポーツ・レクリエーションの出張教室	沓掛小学校、松庵小学校、高南中学校ほか	一般区民	4月～3月	14 回	346 人
スポーツ・レクリエーションの出張教室	区立障がい者施設	障がい者	4月～3月	10 回	105 人
ふれあいフットサル	高円寺みんなの体育館	障がい者	4月～2月	6 回	69 人
ウォーキングフットボール	高円寺みんなの体育館	障がい者、一般区民	5月～3月	6 回	115 人
ビーチスポーツ	TAC杉並区永福体育館 ビーチコート	一般区民	11月	2 回	83 人
eスポーツ教室及び体験会	杉並障害者福祉会館	障がい者 高齢者・障がい者施設職員	3月	1 回	39 人
杉並こども歌舞伎塾体験会 ※ ¹	高井戸第二小学校	小学3年生～高校生	8月	1 回	16 人
杉並こども歌舞伎塾発表会 ※ ¹	浜田山会館	一般区民	1月	1 回	87 人
延参加者合計					860 人

※¹ 杉並こども歌舞伎塾については、体験会、発表会もあわせて、1事業としてカウントしている。

▼ 野外事業

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
区民歩こう会(春)	築地～お台場	一般区民	5月	1 回	189 人
区民歩こう会(秋)	青梅市	一般区民	11月	1 回	161 人
ファミリー駅伝	蚕糸の森公園運動場	一般区民	2月	1 回	176 人
カヌー教室	青梅市多摩川	小学生親子	8月	2 回	82 人
延参加者合計					608 人

▼ 共催事業

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
ゴルフ体験教室	ハイランドセンター	一般区民	5～6月	1回	47人
わんぱく相撲大会	阿佐ヶ谷中学校	小学生	5月	1回	194人
ふれあいスポ・レクまつり	荻窪体育館	一般区民	4月	1回	308人
スキー教室	菅平高原スノーリゾート	一般区民	3月	1回	47人
延参加者合計					596人

▼ イベント・大会等

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
都スポーツ大会派遣	都内体育施設	一般区民	5月～3月	1回	414人
スポーツフェスティバル東京派遣	都内体育施設	一般区民	10月～12月	1回	189人
都民スポレクふれあい大会派遣	都内体育施設	一般区民	9月～11月	1回	77人
応援するスポーツ	味の素スタジアム、東京体育館	小学生、一般区民	6月～11月	3回	1,211人
スポーツフェスティバル	区内体育施設	一般区民	10月13日	1回	3,245人
スポーツ始めキャンペーン	区内体育施設等(18施設)	一般区民	10月～1月	1回	619人
スポーツコンシェルジュ	区内体育施設等(7施設)	一般区民	10月・3月	2回	267人
延参加者合計					6,022人

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
杉並区スポーツ祭					
総合開会式	セシオン杉並	一般区民	6月	1回	72人
夏季大会(2競技)	和田堀公園プールほか		7月～9月	1回	418人
秋季大会(23競技)	区立体育館、運動場ほか		5月～12月	1回	10,269人
冬季大会(3競技)	区立運動場ほか		9月～3月	1回	1,589人
スポ・レク大会(15競技)	区立体育館ほか		6月～1月	1回	1,163人
延参加者合計					13,511人

総事業数	25事業	延参加者総数	22,157人
------	------	--------	---------

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業（第2号事業）

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

事業名		開催場所	対象者	実施月等		延参加者
スポ・レク体験事業 ※ ²		荻窪体育館(小体育室)	一般区民	4月	1回	107人
スポーツアドバイザーの派遣		区立体育館	一般区民	4月～3月	222回	259人
専門家派遣事業		区立小・中学校	小・中学生	6月～2月	19回	1,595人
児童館等連携事業		区立児童館等	小・中学生等	6月～3月	151回	3,010人
スポーツ・レクリエーションの出張教室		民間障がい者通所施設	障がい者等	8月～2月	24回	815人
すぎなみ スポーツ アカデミー	スポーツ・レクリエーション指導者養成講習会	区内体育施設ほか	一般区民	1月～3月	1回	27人
	ジュニアスポーツ支援講座		小・中学生	6月～3月	6回	137人
	地域スポーツ関係団体専門科目		一般区民	12月～1月	2回	64人
	フォローアップ講座		一般区民	6月～3月	3回	115人
杉並区スポーツ協会事務局 杉並区スポーツ・レクリエーション協会事務局		スポーツ団体	スポーツ団体			
講演会・講習会の開催		タウンセブンホール	一般区民	2月	1回	56人
総合型地域スポーツクラブ設立・運営支援		セシオン杉並	一般区民	2月	1回	21人
初級バラスポーツ指導員養成講習会		TAC杉並区永福体育館	一般区民	7月	3日	60人
スポーツ用具の貸出 ※ ³		区内施設	区内施設等	4月～3月		99件
					延参加者合計	6,266人

※² スポ・レク体験事業は、杉並区スポーツ・レクリエーション協会と杉並区スポーツ振興財団の共催で実施した。

※³ スポーツ用具の貸出については、貸出件数を掲載しているため、延参加者合計等には含めていない。

総事業数	11事業	延参加者総数	6,266人
------	------	--------	--------

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業（第3号事業）

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

項目	対象者	内容
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行した。年5回742,050部
財団ホームページ	一般区民	体育施設利用案内、教室・大会等の案内、クラブ紹介、広報紙「マイスポーツすぎなみ」の掲載、教室・イベントの申込受付等を行った。
SNS	一般区民	事業の募集情報や内容の紹介、天候による開催の有無などを、Xなどを活用して情報発信を行った。
歩っ人すぎなみ	一般区民	財団ホームページから「歩っ人マップ」をダウンロードできるようにしている。

総事業数	4事業
------	-----

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業（第4号事業）

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へのスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

▼ プール

開催場所	種 目	対 象 者	実 施 月 等		延 参 加 者
杉並第十小学校温水プール	小学生チャレンジスイム教室Ⅰ①	小学1～2年生	4月～7月	8 回	120 人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅰ②	小学3～6年生	4月～7月	8 回	146 人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅱ①	小学1～2年生	9月～12月	8 回	126 人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅱ②	小学3～6年生	9月～12月	8 回	137 人
	もうすぐ小学生水泳教室	年中・年長	3月	4 回	73 人
	にがてにチャレンジ水泳教室	小学1～2年生	3月	4 回	62 人
	アーティスティックスイミング入門教室	小学生	4月～10月	19 回	184 人
	アーティスティックスイミング教室(経験者)	小学4年～中学生	4月～10月	19 回	90 人
	アーティスティックスイミング体験会	小・中・高校生	3月	1 回	17 人
	ベーシックアクアサイズ	一般区民	4月～3月	10 回	195 人
	シェイプアップアクアサイズ	一般区民	4月～3月	10 回	203 人
	知的障がい者水泳教室	知的障がい者	12月～2月	4 回	32 人
	泳力アップコース(初級・中級)	一般区民	4月～3月	18 回	100 人
	個人向けワンポイントレッスン	一般区民	4月～3月	18 回	132 人
	ブレストナイト①②春秋冬	一般区民	4月、10月、11月、1月	6 回	91 人
	クロールナイト①②春秋冬	一般区民	5月、11月、2月	6 回	87 人
	バタフライナイト①②春秋冬	一般区民	6月、12月、3月	6 回	101 人
	夏休みワンポイントレッスン①②	一般区民	7月～8月	5 回	78 人
	うきうきウォーキング	一般区民	10月、11月	3 回	28 人
	初心者向けビギナースイム	一般区民	1月	3 回	24 人
ゆるゆる水中運動教室	一般区民	11月、12月	3 回	28 人	
スポーツフェスティバル	一般区民	10月	1 回	741 人	
延参加者合計					2,795 人

▼ 区から受託する教室・イベント

事業名		開催場所	対象者	実施月等		延参加者
障害者スポーツネットワークへの支援	ユニバーサルタイム (荻窪6回・上井草12回・永福4回)	TAC杉並区上井草スポーツセンター、荻窪体育館、TAC杉並区永福体育館	障がい者等	4月～3月 (荻窪は4～9月)	22回	465人
	障害者スポーツネットワーク会議	TAC杉並区上井草スポーツセンター、荻窪体育館、杉並区役所	一般区民、障がい者	5月～2月	9回	62人
ふれあい運動会		杉並第十小学校	障がい者等	10月	1回	322人
ふれあいフェスタ		セシオン杉並	一般区民、障がい者	12月	1回	314人
ふれあいスポーツ・レクリエーション体験会		高井戸地域区民センター	一般区民、障がい者	3月	1回	169人
東京2025デフリンピック応援イベント		TAC杉並区永福体育館	一般区民、障がい者	7月	1回	321人
延参加者合計						1,653人

▼ 区の事業への応援

事業名	開催場所	対象者	実施月等
重度心身障害者スポーツ教室(わいわいスポーツ教室)	TAC杉並区上井草スポーツセンターほか	障がい者	年6回
杉並区中学校対抗駅伝大会	都立和田堀公園 済美山運動場	中学生	12月

総事業数	8事業	延参加者総数	4,448人
------	-----	--------	--------

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業（第5号事業）

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・公正な管理運営を行う。

① 業務受託契約に基づく管理施設(受付業務)

施設	延利用者
蚕糸の森公園運動場	25,011人
杉並第十小学校温水プール	87,364人

※ 業務受託施設の利用料は区の歳入としている。

② 団体登録受付事務

杉並区のスポーツ振興に寄与する団体を「社会体育団体」として認定し登録することにより、団体の育成を図る。
(令和7年度末現在登録団体数:5,022団体)

(6) 公益目的事業該当性を確保するための取組

- ① 講座、セミナー、育成について
 - ・実施に当たっては、公募により参加者を募った。(不特定多数の者の利益の増進)
 - ・実施に当たっては、杉並区広報紙、財団広報紙、財団ホームページ、チラシの配布などにより、広く情報提供を行った。(受益の機会の公開)
 - ・受講対象者は全ての杉並在住・在勤・在学者とし、プログラムも幼児から高齢者、初心者から上級者、勤労者、障がい者向けに幅広い内容を提供した。(受益の機会の公開)
 - ・講師については、杉並区スポーツ協会加盟の各スポーツ団体所属者や、スポーツ界で活躍している方等、専門性が高く、指導力のある者とし、プログラム内容の受講者への定着については、アンケートの実施などにより確認した。(専門家の適切な関与)
 - ・講師については、公益目的事業である趣旨を理解いただき、謝礼・委託料については、財団の基準に基づき適正な対価を支払った。(過大な報酬となっていないか)
- ② 施設の貸与について(蚕糸の森公園運動場、杉並第十小学校温水プール)
 - ・杉並区から受付管理等業務を受託するスポーツ施設について、同区の条例・規則等に基づき、区民に対して公平に貸し出した。(不特定多数の者の利益の増進)
 - ・杉並区の行政使用や共催・後援事業については、同区の条例・規則等に基づき、適正に先行予約を受け付けた。(公益目的での貸与の優先)
- ③ 競技会について(杉並区スポーツ祭)
 - ・実施に当たっては、杉並区広報紙、財団ホームページ、チラシの配布などにより、広く情報提供を行った。(公益目的として設定した趣旨に沿っているか、例えば親睦会のような活動にとどまっていないか)
 - ・各種目の公式ルールに基づき競技を行い、「杉並区スポーツ祭開催基準要項」に基づき、公正なルールに則った大会運営を行った。また、同要項は、杉並区の体育施設において提供するとともに、財団ホームページで公開した。(公正なルールを定め、公表しているか)
- ④ 上記①から③に該当しないものについて
 - ・情報提供の方法について、財団広報紙は新聞折り込みにより杉並区内各世帯へ配布するとともに、区内公共施設や鉄道の各駅に設置し、広く区民の手に届くようにした。また、財団ホームページ上での情報提供を行った。また、スポーツ専門家の派遣については、毎事業年度当初に各区立小中学校、児童館へ事業の目的、実施内容を周知し、派遣の要望を受け付けた。(受益の機会の公開)
 - ・スポーツ専門家の派遣については、実績のある指導者や選手を、杉並区スポーツ協会やスポーツ関係事業者などを通して選出し派遣した。(事業の質を確保するための方策)
 - ・専門家派遣事業について、派遣の依頼を常時受け付けており、依頼内容に応じて予算の範囲内で対応した。(審査・選考の公正性の確保)
 - ・提供する情報は特定の団体の宣伝等にならないよう留意した。(公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)

※上記①から④の項目名は、変更認定申請書の別紙2「法人の事業について」の2(1)〔3〕「事業の公益性について」における事業区分による。

(7) 運営体制の充実を図るための取組

- ① 評議員、理事、監事について
 - ・評議員及び理事・監事については、障害者分野、高齢者分野、経済分野、町会・自治会分野など、多様な分野から推薦を受け、評議員会において選任している。
- ② 法人内部における規範について
 - ・文書管理規則や公印規則など、財団内部における規範として、規程、規則、要綱などを整備している。
- ③ 不祥事の予防の仕組みについて
 - ・予算の支出に当たっては、決裁権者が確認する前に、担当係長や係長が関与者として確認を行っている。
 - ・現金及び郵券の月末時の残高について、現物と帳簿の照合を行っている。
- ④ 事業の効果に係る定性的、定量的測定について
 - ・例年、杉並区が実施する財団等経営評価において、財団として評価表を作成し、事業実施に係る定性的、定量的測定を行っている。
 - ・財団スポーツ推進プラン(令和5年度～令和12年度)を策定し、その中で5つの指標について、それぞれ目標値を掲げ事業を進めている。
- ⑤ 研修について
 - ・職員に対して、リスク管理、コンプライアンス、業務改善などに関する研修を実施している。
- ⑥ 専門家からの助言の活用について
 - ・財務会計、労務管理、理事会・評議員会の運営の分野において、外部専門家に適時に助言を求めることができる環境を整えている。

3 理事会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和7年 4月25日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度事業報告について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度決算について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和7年度第1回評議員会の招集について	原案承認
第2回	令和7年 6月13日 (書面決議)	議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和7年度第2回評議員会の「決議の省略」について	原案承認
第3回	令和7年 10月31日	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団就業規程の一部改正について	原案承認
		報告第1号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和7年度上半期分)について	報告了承
		報告第2号	事業実績報告(令和7年度上半期分)について	報告了承
		報告第3号	令和8年度予算書(案)作成の基本的な考え方について	報告了承
第4回	令和8年 3月19日	議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度事業計画について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度収支予算について	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度公益目的事業の種類及び内容について	原案承認
		議案第10号	役員賠償責任保険の加入について	原案承認
		議案第11号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		議案第12号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団就業規程の一部改正について	原案承認
		議案第13号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団財務規程の一部改正について	原案承認
		議案第14号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和7年度第3回評議員会の招集について	原案承認
		報告第4号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和7年度下半期分)について	報告了承
		報告第5号	事業実績報告(令和7年度下半期分)について	報告了承

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿

(順不同)

令和8年3月31日

	氏名	役職
理事長	白垣 学	杉並区副区長
常務理事	武田 護	杉並区スポーツ振興財団常務理事
理事	枡尾 秀治	杉並区スポーツ協会 会長
理事	堀切 良浩	杉並区スポーツ協会 理事長
理事	飯島 典子	杉並区スポーツ協会 副理事長
理事	野田 信雄	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 会長
理事	長谷川 昭司	杉並区商店会連合会 副会長
理事	松岡 昇	杉並区スポーツ推進委員の会
理事	渋谷 正宏	杉並区教育委員会教育長

監事	松重 忠之	日本公認会計士協会東京会杉並会 幹事
監事	喜多川 和美	杉並区会計管理室長

4 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和7年 5月12日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度決算について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度事業報告について	報告了承
第2回	令和7年 6月24日 (書面決議)	議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事の選任について	原案承認
		議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
第3回	令和8年 3月27日	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度事業計画について	原案承認
		議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度収支予算について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度公益目的事業の種類及び内容について	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度常勤役員の報酬額について	原案承認

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿

(順不同)

令和8年3月31日

氏 名	役 職
碓井 和夫	杉並区スポーツ協会 副会長
山口 由記子	杉並区スポーツ協会 副会長
武内 広光	杉並区スポーツ協会 常任理事
石山 恵子	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 理事長
齋藤 元紀	高千穂大学 学長
槻木 克美	杉並区町会連合会 常任理事
伊東 成子	杉並区障害者団体連合会 委員
佐山 朝子	杉並区いきいきクラブ連合会 会長
吉岡 光弘	杉並区立小学校長会 (方南小学校長)
長谷川 学	杉並区立中学校長会 (井荻中学校長)

以上のとおりであるが、令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団

令和7年度

決 算 書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

貸借対照表

令和8年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	91,462,202	76,797,380	14,664,822
未収金	5,350,712	4,948,000	402,712
貯蔵品	33,378	39,812	△ 6,434
前払費用	458,970	304,740	154,230
立替金	0	1,000	△ 1,000
流動資産合計	97,305,262	82,090,932	15,214,330
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	488,307,547	489,537,547	△ 1,230,000
普通預金	11,692,453	10,462,453	1,230,000
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
器具備品	919,206	357,326	561,880
リース資産	1,791,802	2,389,068	△ 597,266
電話加入権	72,000	72,000	0
その他固定資産合計	2,783,008	2,818,394	△ 35,386
固定資産合計	502,783,008	502,818,394	△ 35,386
資産合計	600,088,270	584,909,326	15,178,944
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,461,650	7,490,446	971,204
未払消費税等	1,169,800	630,800	539,000
リース債務	602,340	591,635	10,705
預り金	24,775,068	7,803,110	16,971,958
流動負債合計	35,008,858	16,515,991	18,492,867
2. 固定負債			
リース債務	1,290,172	1,892,512	△ 602,340
固定負債合計	1,290,172	1,892,512	△ 602,340
負債合計	36,299,030	18,408,503	17,890,527
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	63,789,240	66,500,823	△ 2,711,583
正味財産合計	563,789,240	566,500,823	△ 2,711,583
負債及び正味財産合計	600,088,270	584,909,326	15,178,944

正味財産増減計算書

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	当該年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,115,726	2,343,400	△ 227,674
基本財産運用益計	2,115,726	2,343,400	△ 227,674
事業収益			
参加料収益	1,006,780	809,730	197,050
業務委託料収益	48,077,450	46,103,340	1,974,110
事業収益計	49,084,230	46,913,070	2,171,160
受取補助金等			
区補助金収入	111,411,252	118,607,142	△ 7,195,890
受取助成金	544,201	808,688	△ 264,487
受取補助金等計	111,955,453	119,415,830	△ 7,460,377
雑収益			
受取利息	222,336	46,397	175,939
雑収益	212,794	212,000	794
雑収益計	435,130	258,397	176,733
経常収益計	163,590,539	168,930,697	△ 5,340,158
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,160,586	2,705,616	△ 545,030
非常勤報酬	3,991,524	1,672,800	2,318,724
給料手当	88,841,345	92,194,863	△ 3,353,518
福利厚生費	14,895,113	16,423,803	△ 1,528,690
旅費交通費	479,532	312,904	166,628
通信運搬費	1,527,329	1,492,824	34,505
減価償却費	602,309	567,403	34,906
消耗什器備品費	1,014,200	113,740	900,460
消耗品費	2,583,837	2,296,428	287,409
修繕費	38,995	0	38,995
印刷製本費	776,438	966,552	△ 190,114
光熱水費	449,072	444,601	4,471
賃借料	1,728,488	1,338,669	389,819
保険料	207,440	210,650	△ 3,210
諸謝金	6,991,500	6,407,801	583,699
租税公課	2,240,600	2,141,900	98,700
支払負担金	12,383,031	12,173,116	209,915
支払利息	53,661	63,629	△ 9,968
委託費	16,137,237	13,887,204	2,250,033
著作権使用料	36,828	36,828	0
手数料	706,972	641,399	65,573
事業費計	157,846,037	156,092,730	1,753,307

科目	当該年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬	3,526,882	4,362,436	△ 835,554
給料手当	484,217	431,776	52,441
福利厚生費	183,222	210,451	△ 27,229
旅費交通費	6,974	7,122	△ 148
通信運搬費	51,006	48,013	2,993
減価償却費	225,985	377,437	△ 151,452
手数料	37,068	33,619	3,449
消耗什器備品費	783,200	555,500	227,700
消耗品費	30,471	47,476	△ 17,005
修繕費	8,030	0	8,030
印刷製本費	9,735	11,795	△ 2,060
光熱水費	22,962	22,768	194
賃借料	65,437	63,744	1,693
保険料	300,910	300,100	810
租税公課	58,562	55,723	2,839
支払負担金	243,800	408,840	△ 165,040
支払利息	2,824	3,349	△ 525
委託費	2,330,795	2,939,086	△ 608,291
渉外費	84,000	49,000	35,000
管理費計	8,456,080	9,928,235	△ 1,472,155
経常費用計	166,302,117	166,020,965	281,152
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,711,578	2,909,732	△ 5,621,310
当期経常増減額	△ 2,711,578	2,909,732	△ 5,621,310
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
器具備品除却損	5	7	△ 2
経常外費用計	5	7	△ 2
当期経常外増減額	△ 5	△ 7	2
当期一般正味財産増減額	△ 2,711,583	2,909,725	△ 5,621,308
一般正味財産期首残高	66,500,823	63,591,098	2,909,725
一般正味財産期末残高	63,789,240	66,500,823	△ 2,711,583
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	563,789,240	566,500,823	△ 2,711,583

正味財産増減計算書内訳表

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,904,154	211,572	2,115,726
基本財産運用益計	1,904,154	211,572	2,115,726
事業収益			
参加料収益	1,006,780	0	1,006,780
業務委託料収益	48,077,450	0	48,077,450
事業収益計	49,084,230	0	49,084,230
受取補助金等			
区補助金収入	103,272,869	8,138,383	111,411,252
受取助成金	544,201	0	544,201
受取補助金等計	103,817,070	8,138,383	111,955,453
雑収益			
受取利息	222,336	0	222,336
雑収益	106,669	106,125	212,794
雑収益計	329,005	106,125	435,130
経常収益計	155,134,459	8,456,080	163,590,539
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,160,586	0	2,160,586
非常勤報酬	3,991,524	0	3,991,524
給料手当	88,841,345	0	88,841,345
福利厚生費	14,895,113	0	14,895,113
旅費交通費	479,532	0	479,532
通信運搬費	1,527,329	0	1,527,329
減価償却費	602,309	0	602,309
消耗什器備品費	1,014,200	0	1,014,200
消耗品費	2,583,837	0	2,583,837
修繕費	38,995	0	38,995
印刷製本費	776,438	0	776,438
光熱水費	449,072	0	449,072
賃借料	1,728,488	0	1,728,488
保険料	207,440	0	207,440

科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
諸謝金	6,991,500	0	6,991,500
租税公課	2,240,600	0	2,240,600
支払負担金	12,383,031	0	12,383,031
支払利息	53,661	0	53,661
委託費	16,137,237	0	16,137,237
著作権使用料	36,828	0	36,828
手数料	706,972	0	706,972
事業費計	157,846,037	0	157,846,037
管理費			
役員報酬	0	3,526,882	3,526,882
給料手当	0	484,217	484,217
福利厚生費	0	183,222	183,222
旅費交通費	0	6,974	6,974
通信運搬費	0	51,006	51,006
減価償却費	0	225,985	225,985
手数料	0	37,068	37,068
消耗什器備品費	0	783,200	783,200
消耗品費	0	30,471	30,471
修繕費	0	8,030	8,030
印刷製本費	0	9,735	9,735
光熱水費	0	22,962	22,962
賃借料	0	65,437	65,437
保険料	0	300,910	300,910
租税公課	0	58,562	58,562
支払負担金	0	243,800	243,800
支払利息	0	2,824	2,824
委託費	0	2,330,795	2,330,795
渉外費	0	84,000	84,000
管理費計	0	8,456,080	8,456,080
経常費用計	157,846,037	8,456,080	166,302,117
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,711,578	0	△ 2,711,578
当期経常増減額	△ 2,711,578	0	△ 2,711,578

科目	公益目的事業 会計	法人会計	合計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
器具備品除却損	2	3	5
経常外費用計	2	3	5
当期経常外増減額	△ 2	△ 3	△ 5
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 2,711,580	△ 3	△ 2,711,583
当期一般正味財産増減額	△ 2,711,580	△ 3	△ 2,711,583
一般正味財産期首残高	△ 43,864,756	110,365,579	66,500,823
一般正味財産期末残高	△ 46,576,336	110,365,576	63,789,240
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	403,423,664	160,365,576	563,789,240

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……取得価額による(償却原価法については、取得価額と債券金額との差額の重要性が乏しいため適用していない。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

器具備品……定率法によっている。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	198,770,000	200,000,000	488,307,547
普通預金	10,462,453	200,000,000	198,770,000	11,692,453
合 計	500,000,000	398,770,000	398,770,000	500,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	488,307,547	(488,307,547)	—	—
普通預金	11,692,453	(11,692,453)	—	—
合 計	500,000,000	(500,000,000)	—	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	2,814,294	1,895,088	919,206
リース資産	3,583,600	1,791,798	1,791,802

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
東京都公募公債(10年)第785回	100,000,000	96,800,000	△ 3,200,000
利付国債(10年)第379回	98,770,000	93,550,000	△ 5,220,000
利付国債(20年)第109回	49,965,000	50,575,000	610,000
大阪府公募公債 第413回	39,621,547	39,760,000	138,453
大阪府公募公債(15年)(グリーンボンド)第4回	100,000,000	94,370,000	△ 5,630,000
名古屋市第500回10年公募公債	99,951,000	98,682,600	△ 1,268,400
合 計	488,307,547	473,737,600	△ 14,569,947

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	7,401,858	135,841,000	118,813,110	24,429,748	預り金
子どもゆめ基金 助成金	独立行政法人国 立青少年教育振 興機構	0	433,065	544,201	△ 111,136	未収金
合 計		7,401,858	136,274,065	119,357,311	24,318,612	—

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	489,537,547	198,770,000	200,000,000	488,307,547
	普通預金	10,462,453	200,000,000	198,770,000	11,692,453
	基本財産計	500,000,000	398,770,000	398,770,000	500,000,000
その他固定資産	器具備品	357,326	792,913	231,033	919,206
	リース資産	2,389,068	0	597,266	1,791,802
	電話加入権	72,000	0	0	72,000
	その他固定資産計	2,818,394	792,913	828,299	2,783,008
合 計		502,818,394	399,562,913	399,598,299	502,783,008

2. 引当金の明細

該当なし

財産目録

令和8年 3月 31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
流動資産	現金	手元保管	運転資金等及び釣銭	444,952
	預金	普通預金		
		みずほ銀行 荻窪支店(一般口)	事業実施に伴う支払いに充てるために保有している。	65,655,938
		振替口座		
		ゆうちょ銀行	職員の給与等の支払いに充てるために保有している。	15,341,779
	未収金	定期預金		
		みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	10,019,533
		杉並区役所	公益目的事業の業務受託料	5,218,450
	貯蔵品	(独)国立青少年教育振興機構	令和7年度杉並こども歌舞伎塾子どもゆめ基金助成金	111,136
		施設利用者他	ロッカー明け渡し等に関する損害賠償金他	21,126
前払費用	本部	未使用印紙、切手、はがき他	33,378	
	ライフサポート(株)	令和8年度賠償責任保険料他	356,670	
	(株)リザーブリンク	令和8年度4月～6月分教室web申込委託費	102,300	
流動資産合計				97,305,262
(固定資産)				
基本財産				
基本財産	投資有価証券	東京都公募公債(10年)第785回	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	100,000,000
		利付国債(10年)第379回	同上	98,770,000
		利付国債(20年)第109回	同上	49,965,000
		大阪府公募公債 第413回	同上	39,621,547
		大阪府公募公債(15年)(グリーンボンド)第4回	同上	100,000,000
		名古屋市第500回10年公募公債	同上	99,951,000
	普通預金	みずほ銀行 荻窪支店	同上	11,692,453
その他固定資産				
その他固定資産	器具備品	シュレッダー他	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	488,699
		パソコン他	管理業務用財産であり、管理業務の用に供している。	430,507
	リース資産	高速フルカラー印刷機	共用財産であり、公益目的事業の用に95%、管理業務の用に5%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	1,791,802
	電話加入権	本部	共用財産であり、公益目的事業の用に83.3%、管理業務の用に16.7%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	72,000
固定資産合計				502,783,008
資産合計				600,088,270

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金	職員給与	3月分(4月15日支給分)	6,141,535
		杉並年金事務所	社会保険料3月分	677,710
		和泉ビジネスマシン(株)	プロジェクター他購入	622,600
		講師及びアドバイザー	謝金3月分	250,600
		ニッセイファシリティ(株)他	業務委託料	157,650
		(株)MonotaRO	ロックストッカー他	103,211
		その他	電話料金他	508,344
	未払消費税等	杉並税務署	令和7年度消費税及び地方消費税	1,169,800
	リース債務	NX・TCリース&ファイナンス(株)	令和8年度リース料	602,340
	預り金	杉並区役所	令和7年度補助金返還額	24,429,748
杉並税務署		源泉所得税	178,615	
杉並年金事務所他		社会保険料他	166,705	
流動負債合計				35,008,858
(固定負債)	リース債務	NX・TCリース&ファイナンス(株)	令和9年度以降リース料	1,290,172
固定負債合計				1,290,172
負債合計				36,299,030
正味財産				563,789,240

令和7年度

決算監査報告書

決算監査報告書

令和8年4月20日

監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
理事長 白垣 学 殿

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

監事 松重 忠之 

監事 喜多川 和美 

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

定

款

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業
- (2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業
- (3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業
- (4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業
- (5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の

法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 360,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1） 理事及び監事の選任又は解任
- （2） 理事及び監事の報酬等の額
- （3） 評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- （5） 定款の変更
- （6） 残余財産の処分
- （7） 基本財産の処分又は除外の承認
- （8） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、

必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の日の 7 日前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長(前項の規定により副理事長を置くときに限る。)及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長(前条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。)及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長(第22条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。以下「副理事長を置くときに限る。」という。)及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長(副理事長を置くときに限る。)及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以下とする。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経る

ことなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第

17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第41条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、松沼信夫とする。

4 この法人の最初の常務理事は、栗田和雄とする。

附 則（平成29年3月23日）

改正する定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日）

改正する定款は令和4年4月1日から施行する。

令和 7 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書



発行 令和8年(2026年)5月

(公財) 杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目14番2号

電話(03)5305-6161

令和8年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画・収支予算

資金調達及び設備投資の見込み

公益目的事業の種類及び内容

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和8年度	事業計画書	3
令和8年度	収支予算書	11
令和8年度	資金調達及び設備投資の見込み	17
令和8年度	公益目的事業の種類及び内容	21

令和8年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画書

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

当該年度における公益目的事業の計画は次のとおりである。

1 スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツや文化等に親しみ、生涯にわたりスポーツや文化等の地域活動に参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民スポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

<都立高校を利用した教室>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
杉並こども歌舞伎塾 ※1	都立西高校	小学3年生～高校生	12回	16人	1	1
スポーツチャレンジ教室	都立豊多摩高校	小学生～一般区民	6回	20人	1	1
都立学校団体使用	都立豊多摩高校	小学生～一般区民	8回	20人	1	1

<区施設及び民間施設等を利用した教室>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
スポーツ・レクリエーションの出張教室	ケア24、町会、地域区民センター等	一般区民	15回	15人	1	1
スポーツ・レクリエーションの出張教室	障がい者施設	障がい者	12回	15人	1	1
ふれあいフットサル	高円寺みんなの体育館	障がい者	6回	30人	1	1
ウォーキングフットボール	高円寺みんなの体育館	障がい者、一般区民	6回	30人	1	1
ビーチスポーツ	TAC杉並区永福体育館 ビーチコート	一般区民	1回	30人	2	1
杉並こども歌舞伎塾体験会 ※1	高井戸第二小学校	小学3年生～高校生	1回	20人	1	1
杉並こども歌舞伎塾発表会 ※1	浜田山会館	小学3年生～高校生	1回	100人	1	1

※1 杉並こども歌舞伎塾については、体験会、発表会もあわせて、1事業としてカウントしている。

<野外事業>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
区民歩こう会(春)	都内各所	一般区民	1回	200人	1	1
区民歩こう会(秋)	関東各所	一般区民	1回	200人	1	1
ファミリー駅伝	蚕糸の森公園運動場	一般区民	1回	300人	1	1
カヌー教室	青梅市多摩川	小学生親子	1回	20人	2	2

<共催事業>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
ゴルフ体験教室	ハイランドセンター	一般区民	4回	12人	1	1
わんぱく相撲大会	阿佐ヶ谷中学校	小学生	1回	450人	1	1
ふれあいスポ・レクまつり	荻窪体育館	一般区民	1回	300人	1	1
スキー教室	上信越方面	一般区民	1回	40人	1	1

<イベント・大会等>

事業名	開催場所	対象者	規模等
杉並区スポーツ祭	区内体育施設	一般区民	夏季大会(2競技)、秋季大会(23競技)、冬季大会(3競技)、スポーツ・レクリエーション大会(16競技)
都スポーツ大会派遣	都内各体育施設	一般区民	夏季大会(2競技)、冬季大会(2競技)、春季大会(27競技)
スポーツフェスティバル東京派遣	都内各体育施設	一般区民	陸上競技ほか 17種目
都民スポレクふれあい大会派遣	都内各体育施設	一般区民	ミニテニスほか 6種目
応援するスポーツ	味の素スタジアムほか	小学生、一般区民	プロチーム(Jリーグ)等の観戦を実施する。
スポーツフェスティバル	区立体育施設	一般区民	区立体育施設の周知につながる事業を実施する。
スポーツ始めキャンペーン	区内体育施設ほか	一般区民	期間中に区内体育施設や民間施設等で実施するスポーツ教室に、無料又は割引で参加できるキャンペーンを実施する。
スポーツコンシェルジュ	区立施設	一般区民	スポーツの日等のイベントに、「スポーツ・運動をしたい」という区民の相談に適切に応じるスポーツコンシェルジュを区体育施設等に配置する。

第1号事業	24事業	23,225人
-------	------	---------

2 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

事業名	開催場所	対象者	規模等
スポレク体験事業	区内体育施設	一般区民	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション種目の普及と、スポーツ・レクリエーション団体の支援を行う。
スポーツアドバイザーの派遣	区立体育館	一般区民	区立体育館の一般使用時に、利用者間の円滑な使用促進・種目の普及を目指してスポーツアドバイザーを配置する。(8種目)
専門家派遣事業	区立小・中学校	小・中学生	授業にトップアスリートや指導者を派遣(体操、陸上、バスケットボール等)し、児童・生徒の体力向上・運動能力向上を図る。30回
児童館等連携事業	児童館・学童クラブ等	乳幼児～高校生	児童館・学童クラブ等へ指導者を派遣(卓球、チアダンス等)して、子どもたちへスポーツに親しみ興味をもつことができるよう教室を開催する。75回
スポーツ・レクリエーションの出張教室	民間障害者通所施設	障がい者、施設職員	民間障害者通所施設にスポーツ・レクリエーション指導者を派遣し、障がい者に体を動かす機会を提供するとともに、施設で自主的に実施できるよう支援する。
すぎなみスポーツアカデミー	区立施設	一般区民	スポーツ指導者等を養成し、地域におけるスポーツの推進につなげるため、様々な講習会や講座等を開催する。
杉並区スポーツ協会事務局、杉並区スポーツ・レクリエーション協会事務局	スポーツ団体	スポーツ団体	事務局として、杉並区スポーツ協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会の運営上の支援・活動上の支援を行う。
講演会の開催	区立施設	スポーツ団体	杉並区スポーツ協会と共催し、講演会を開催する。
総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	区立施設	一般区民、スポーツ団体	杉並区の特性に見合った総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援に向けた取組を行う。
初級パラスポーツ指導員養成講習会	区立施設	一般区民	障がい者スポーツの普及・促進に向けて、障害者のスポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成する。
スポーツ用具の貸出	区内施設	区内施設等	区内施設や社会教育団体等は無償でスポーツ用具を貸出すことによって、自主的にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう支援する。

第2号事業	11事業
-------	------

3 スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

項 目	対 象 者	規 模 等
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行する。 年5回 714,250部 (各142,850部) ① 4月15日号 (地域のスポーツの紹介、4月～7月の教室情報等) ② 7月 1日号 (プール特集、7月～10月の教室情報等) ③ 9月15日号 (スポーツフェスティバル特集、9月～11月の教室情報等) ④ 11月1日号 (地域のスポーツの紹介、11月～2月の教室情報等) ⑤ 1月15日号 (地域のスポーツの紹介、1月～3月の教室情報等)
財団ホームページ	一般区民	地域のスポーツ・運動の情報をわかりやすく発信するホームページ運営に努め、身近なスポーツに関する話題や教室等の案内、杉並区スポーツ協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会等の情報を掲載する。
SNS	一般区民	SNSを活用し、地域の身近なスポーツに関する話題や教室・運動等の情報を機動的に発信する。
歩っとすぎなみ	一般区民	区内等のウォーキングのマップによる情報提供

第3号事業	4事業
-------	-----

4 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

<プール>

事業名	開催場所	対象者	回数	定員	クラス数	開催数
小学生チャレンジスイム教室Ⅰ①	杉並第十小学校 温水プール	小学1～2年生	8回	20人	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅰ②		小学3～6年生	8回	20人	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅱ①		小学1～2年生	8回	20人	1	1
小学生チャレンジスイム教室Ⅱ②		小学3～6年生	8回	20人	1	1
もうすぐ小学生水泳教室		年中・年長	4回	20人	1	1
にがてにチャレンジ水泳教室		小学1～2年生	4回	20人	1	1
アーティストックスインギング入門教室		小学生	19回	20人	1	1
アーティストックスインギング教室(経験者)		小学4年～高校生	19回	20人	1	1
ベーシックアクアサイズ		一般区民	10回	20人	1	1
シェイプアップアクアサイズ		一般区民	10回	20人	1	1
知的障がい者水泳教室		知的障がい者	6回	10人	1	1
泳力アップコース(初級・中級)		一般区民	18回	8人	1	1
個人向けワンポイントレッスン		一般区民	18回	8人	1	1
プレストナイト春秋冬①②		一般区民	6回	10人	2	1
クロールナイト春秋冬①②		一般区民	6回	10人	2	1
バタフライナイト春秋冬①②		一般区民	6回	10人	2	1
夏休みワンポイントレッスン①②		一般区民	5回	8人	2	1
うきうきウォーキング		一般区民	3回	10人	1	1
初心者向けビギナースイム		一般区民	3回	10人	1	1
ゆるゆる水中運動教室		一般区民	3回	10人	1	1
リハビリウォーキング	一般区民	1回	10人	1	1	
スポーツフェスティバル	一般区民	1回	800人	1	1	

<区から受託するスポーツ・レクリエーション事業>

事業名	開催場所	対象者	規模等
ユニバーサルタイムの実施	区立体育施設	障がい者	ユニバーサルタイム実施にあたっての支援・周知を行うとともに、障害者スポーツネットワーク会議の運営支援を行う。
ふれあい運動会	区立施設	障がい者	障がい者団体が実施するイベントにおいて、誰もが楽しめるようボンダンス体験等を実施し、スポーツを通じた交流を促進する。
ふれあいフェスタ	区立施設	障がい者、一般区民	障がい者団体が実施するイベントにおいて体を動かすきっかけとなるようなスポーツ・レクリエーション体験の機会を提供する。
ふれあいスポレク体験会	区立施設	障がい者、一般区民	障がいのある人もない人も、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション体験の機会を提供する。
【区主催事業】重度心身障害者スポーツ教室 わいわいスポーツ教室	区立体育施設等	障がい者	事業への協力を行う。
【区主催事業】杉並区中学校対抗駅伝大会	区立施設	中学生	事業の応援をする。
【区主催事業】交流自治体中学生親善野球大会	区立施設	中学生	事業の応援をする。

第4号事業	8事業	4,648人
-------	-----	--------

5 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・平等な施設管理を行う。

- (1) 施設の管理運営
受付案内業務
- (2) 団体登録

管理区分	種別	施設
業務受託	運動場	蚕糸の森公園運動場
	プール	杉並第十小学校温水プール

6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業(第6号事業)

- (1) 各種会議の開催
 - ・ 理事会、評議員会の開催
財団の事業計画や予算、決算等を審議する。
- (2) 各種研修の実施
職員の専門知識やスキルアップを図ることを目的として、各種研修を実施する。
また、他の機関が開催するセミナーや講習会への積極的な参加を進める。
 - ・ 普通救命講習
 - ・ コンプライアンス、事業の企画等に関する研修

7 令和8年度の基本財産に係る資産運用

国の「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日)において、「基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ」る必要があるとされている。

このことを踏まえ、令和8年度に満期が到来する以下の債券について、国債又は地方債などの債券に買い替えることとし、その選定に当たっては、その時点での市況などを考慮し、これを選定する。

種類及び銘柄	額面金額
大阪府公募公債(10年)第413回	40,000,000円

令和8年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

収支予算書

収支予算書

令和8年度収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の収支予算は、次の定めるところによる。

(収支予算の総額)

収益の総額は、197,966千円、費用の総額は、197,802千円と定める。

(収支予算の科目の区分及び金額)

収支予算の科目の区分及び金額は、次表による。

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	本 年 度 額	前 年 度 額	比較 増(△)減
	公 1					
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	4,928,000	547,000	0	5,475,000	2,344,000	3,131,000
基本財産受取利息	4,928,000	547,000	0	5,475,000	2,344,000	3,131,000
事業収益	52,767,000	0	0	52,767,000	49,910,000	2,857,000
参加料収益	1,170,000	0	0	1,170,000	1,078,000	92,000
業務受託料収益	51,597,000	0	0	51,597,000	48,832,000	2,765,000
受取補助金等	128,439,000	10,877,000	0	139,316,000	135,841,000	3,475,000
区補助金収入	128,439,000	10,877,000	0	139,316,000	135,841,000	3,475,000
受取寄付金	0	1,000	0	1,000	1,000	0
雑収益	301,000	106,000	0	407,000	224,000	183,000
受取利息	195,000	0	0	195,000	12,000	183,000
雑収益	106,000	106,000	0	212,000	212,000	0
経常収益計	186,435,000	11,531,000	0	197,966,000	188,320,000	9,646,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比較 増(△)減
	公 1					
(2) 經常費用						
事業費						
役員報酬	2,886,000	0	0	2,886,000	2,750,000	136,000
非常勤報酬	5,362,000	0	0	5,362,000	4,032,000	1,330,000
給料手当	105,281,000	0	0	105,281,000	98,791,000	6,490,000
福利厚生費	19,820,000	0	0	19,820,000	18,266,000	1,554,000
旅費交通費	804,000	0	0	804,000	590,000	214,000
通信運搬費	2,323,000	0	0	2,323,000	2,117,000	206,000
減価償却費	568,000	0	0	568,000	568,000	0
消耗品費	3,765,000	0	0	3,765,000	3,356,000	409,000
印刷製本費	1,299,000	0	0	1,299,000	1,360,000	△ 61,000
光熱水費	726,000	0	0	726,000	713,000	13,000
賃借料	1,856,000	0	0	1,856,000	1,478,000	378,000
保険料	312,000	0	0	312,000	377,000	△ 65,000
諸謝金	7,928,000	0	0	7,928,000	8,619,000	△ 691,000
租税公課	2,302,000	0	0	2,302,000	2,823,000	△ 521,000
負担金支出	13,331,000	0	0	13,331,000	13,324,000	7,000
支払利息	44,000	0	0	44,000	54,000	△ 10,000
委託費	17,458,000	0	0	17,458,000	18,043,000	△ 585,000
著作権料	41,000	0	0	41,000	41,000	0
手数料	712,000	0	0	712,000	651,000	61,000
事業費計	186,818,000	0	0	186,818,000	177,953,000	8,865,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比較 増(△)減
	公 1					
管理費						
役員報酬	0	5,026,000	0	5,026,000	4,822,000	204,000
給料手当	0	534,000	0	534,000	494,000	40,000
福利厚生費	0	258,000	0	258,000	239,000	19,000
旅費交通費	0	12,000	0	12,000	13,000	△ 1,000
通信運搬費	0	61,000	0	61,000	57,000	4,000
減価償却費	0	117,000	0	117,000	200,000	△ 83,000
消耗什器備品費	0	859,000	0	859,000	1,078,000	△ 219,000
消耗品費	0	55,000	0	55,000	44,000	11,000
修繕費	0	100,000	0	100,000	100,000	0
印刷製本費	0	33,000	0	33,000	33,000	0
光熱水費	0	37,000	0	37,000	37,000	0
賃借料	0	75,000	0	75,000	66,000	9,000
保険料	0	305,000	0	305,000	305,000	0
租税公課	0	100,000	0	100,000	100,000	0
負担金支出	0	359,000	0	359,000	293,000	66,000
支払利息	0	2,000	0	2,000	3,000	△ 1,000
委託費	0	2,899,000	0	2,899,000	3,229,000	△ 330,000
手数料	0	37,000	0	37,000	34,000	3,000
渉外費	0	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	0	15,000	0	15,000	15,000	0
管理費計	0	10,984,000	0	10,984,000	11,262,000	△ 278,000
経常費用計	186,818,000	10,984,000	0	197,802,000	189,215,000	8,587,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較 増(△)減
	公 1					
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 383,000	547,000	0	164,000	△ 895,000	1,059,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 383,000	547,000	0	164,000	△ 895,000	1,059,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 383,000	547,000	0	164,000	△ 895,000	1,059,000
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前 当期一般正味財産増減額	△ 383,000	547,000	0	164,000	△ 895,000	1,059,000
当期一般正味財産増減額	△ 383,000	547,000	0	164,000	△ 895,000	1,059,000
一般正味財産期首残高	△ 43,865,000	110,366,000	0	66,501,000	63,591,000	2,910,000
一般正味財産期末残高	△ 44,248,000	110,913,000	0	66,665,000	62,696,000	3,969,000
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	450,000,000	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	405,752,000	160,913,000	0	566,665,000	562,696,000	3,969,000

令和8年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

資金調達及び設備投資の見込み

資金調達及び設備投資の見込み

令和8年度資金調達及び設備投資の見込み

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1 資金調達の見込みについて

なし

2 設備投資の見込みについて

なし

令和8年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

公益目的事業の種類及び内容

令和8年度公益目的事業の種類及び内容

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

令和6年の公益法人制度の改正により、当財団が公益法人として認定を受ける際に、公益目的事業の種類及び内容として行政庁に提出した内容を事業計画書に記載することとされたため、以下のとおり記載する。なお、固有名詞など、その後変更されているものなどについても、提出当時の記載のとおりとしている。

1 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	スポーツ及び文化等に関する様々な活動を行い、区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成のために、スポーツの振興及び地域振興を図る事業	94.4

2 事業の概要について

(事業の内容)

1 各種スポーツ・文化等の各種事業の実施

(1) スポーツ・文化教室の開催

杉並区民がスポーツ及び文化に親しみ、健康で潤いのある豊かな暮らしを実現するために、スポーツ庁のガイドラインに沿った感染症予防策を講じながら公益性の高い多様なスポーツ教室・講座を積極的に企画開催する。

開催場所は、区立体育施設に加え区内の障害者施設や民間スポーツ施設のほか野外スポーツ等、事業内容に応じて区外でも実施する。

事業の講師は、杉並区体育協会等に加盟する各スポーツ団体からの派遣やプロスポーツ界で活躍している方、地域で活動しているスポーツ指導者等専門性が高く指導力のある者が務め、参加者から高い評価を受けている。

(2) 各種のスポーツ大会の運営

杉並区体育協会や杉並区スポーツ・レクリエーション協会等と共催し、区民に広くスポーツの普及を図るために、杉並区区民体育祭を開催するほか、都民生涯スポーツ大会や都民スポ・レクふれあい大会への選手派遣等の支援を行い、子供から高齢者まで参加できる各種大会の開催・支援を行う。

2 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者養成事業

杉並区内スポーツ団体の活動が安定的・発展的に行われ、団体の運営が円滑に進むように育成・支援する。

主に、区立小中学校や児童館への指導者の派遣を区内のスポーツ団体と連携して実施する。

指導者養成事業は、区受託事業として「すぎなみスポーツアカデミー」を開講し、地域スポーツの指導者や指導者を目指したいと考えているスポーツ愛好者等を対象に、地域スポーツの普及振興を促進する優れた指導者を養成するために実施する。

また、障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興の促進に向け、障害者スポーツ指導の基礎的知識、技術を習得した人材を養成するために、「初級パラスポーツ指導員養成講習会」を実施する。

3 スポーツの振興及び地域振興に関する普及啓発事業

杉並区民のスポーツや文化活動を促進するため、広報紙の発行やホームページの活用により、情報・知識を広く発信する。

4 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業

杉並区から受託している事業で、次の事業を実施する。

○ ユニバーサルタイム:障がい者のためのスポーツのきっかけづくりとして、令和4年度から始まった。

○ ふれあい運動会、ふれあいフェスタ、ふれあいスポ・レク体験会:一般区民及び障がい者を対象としたスポーツイベントを実施する。

上記の事業も、杉並区体育協会等に参加するスポーツ団体や広くスポーツ界で活躍している方等に依頼をして実施しており、専門性の高い指導力のある講師であることから参加者から高い評価を受けている。

5 杉並区のスポーツ施設管理運営事業

健康的で活力ある地域社会を形成するための拠点として、杉並区から受託するスポーツ施設の管理と貸出については、杉並区体育施設等に関する条例及び同条例施行規則に基づいて実施し、区民に対して公平にスポーツ・地域振興の場を提供している。

(事業実施のための財源)

○ 業務受託事業

業務受託施設:1施設 杉並第十小学校温水プール、蚕糸の森公園運動場(杉並第十小学校温水プールと一体管理)

業務受託料を主な財源としており、施設での貸出業務による使用料及び教室事業による参加料は区の収入としている。

○ 区補助金事業

財団本部が実施する事業で、主な財源は区補助金、教室事業等参加料で、基本財産利息収入の一部を加えている。

実施事業については、民間事業者が設定している一般的な料金に比べ、誰でも参加しやすい価格設定としている。

また、イベント・大会参加料について、基本は無料としている。

区補助金は、杉並区より、区民の健康増進を目的としたスポーツ施設振興事業の実施のため、「杉並区一般財団法人に対する助成に関する条例」及び「杉並区一般財団法人に対する助成に関する条例施行規則」に基づき補助金の交付を受けている。

3 公益目的事業該当性を確保するための取組

令和6年の公益法人制度の改正により、事業の公益性を確保するための取組を事業計画書に記載することとされたため、以下のとおり記載する。なお、記載の内容は、当財団が公益法人として認定を受ける際に行政庁に提出した内容となっており、固有名詞など、その後変更されたものなどについても、提出当時の記載のとおりにしている。
また当取組は、公益目的事業の種類及び内容と対になるものであるため、その一部としてここに記載した。

事業番号	公 1
------	-----

定款上の根拠	第4条
--------	-----

事業の種類	本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与するといえる事実
09	当財団は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資することを目的としている。これらの公益活動を推進し、スポーツの振興及び地域振興を通じて区民の健康増進に寄与する点において、「教育スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考えます。

事業区分	(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与するための)チェックポイントに該当する旨の説明	
(3) 講座、セミナー、育成	1	(位置付け) 当財団の事業目的は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資することを目的としており、実施するスポーツ及び文化等の教室や指導者養成のための講習会、及びスポーツ団体の育成・支援事業はすべて公募により参加者を募っており、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としている。 (周知方法) 開催に当たっては、杉並区の広報誌面への掲載、財団広報紙への掲載、財団ホームページへの掲載、チラシの配布などの周知方法により、広く幾重にも情報の提供を行っている。
	2	事業の受講対象者はすべての杉並在住・在勤・在学者であり、プログラムも幼児から高齢者、初心者から上級者、勤労者、障がい者向けに幅広い内容を提供している。
	3	スポーツ及び文化等の教室や指導者養成講習会の講師、及びスポーツ団体の育成・支援のために派遣する講師については、杉並区体育協会加盟の各スポーツ団体所属者や、スポーツ界で活躍している方等、専門性が高く、指導力のある者がつとめ、プログラム内容について受講者への定着を確認しながら指導している。また、教室や講座の終了後、参加者アンケートを実施し確認している。
	4	実施事業がスポーツ及び文化等の普及振興という公益目的である趣旨を理解していただき、講師謝礼・事業の委託料については、財団の基準に基づき適正な対価で支払っている。
(11) 施設の貸与	1	(位置付け) 健康的で活力ある地域社会を形成するための拠点として、杉並区から管理運営を受託するスポーツ施設を、区民に対して公平に貸し出している。 (貸与・周知方法) 貸与方法は杉並区の条例・規則に基づき、杉並区が運営する「施設予約システム」を用いてスポーツ及び地域活動利用目的者の登録及び貸出のための抽選を行っている。「施設予約システム」の利用は、インターネット、電話、ファックス、杉並区内公共施設に設置してあるタッチパネル機より行える。
	2	スポーツ及び文化等の普及のための施設貸出しは、杉並区在住・在勤・在学者のために、利用日の3か月前から一次・二次抽選を行い受け付けている。また、公益性の高さに応じて、杉並区の行政使用及び共催・後援事業の利用日の7から5か月前、財団の実施する事業は利用日の4か月前から、区民の利用に先行して予約を受け付けている。 貸出施設はこれらの利用でほぼ埋まり、目的外利用は国政・地方選挙の投票会場としての利用に限られるため、施設貸与のほとんどが公益目的のためとなっている。

事業区分	(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与するための)チェックポイントに該当する旨の説明	
(15) 競技会	1	<p>(位置付け) 杉並区区民体育祭の開催は、広く区民の間にスポーツを普及・振興させ健康増進を図り、区民の生活を豊かに充実させることを目的としており、参加者は公募によるものであることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与している。</p> <p>(周知方法) 開催に当たっては、杉並区の広報紙面への掲載、財団ホームページへの掲載、チラシの配布などの周知方法により、広く幾重にも情報の提供を行っている。</p>
	2	<p>大会の参加対象者は杉並区在住・在勤・在学者であり、各種目の公式ルールに基づき競技が行われる。また、結果が大会公式記録となるなど、競技スポーツの普及・振興に役立つ大会となっている。</p>
	3	<p>「杉並区区民体育祭開催基準要項」に基づき、公正なルールにのっとった大会運営を行っている。</p> <p>「杉並区区民体育祭開催基準要項」は、杉並区の体育施設において提供するとともに、財団のホームページで公開する。</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1	<p>スポーツ及び文化等に関する普及啓発事業は、スポーツ及び文化等に関する情報を広く区民に提供することで、スポーツおよび文化等に対する興味、正しい知識及び理解を深め、スポーツ活動及び地域活動を促進することを目的としている。</p>
	2	<p>ア(受益の機会の公開) 情報提供の方法について、広報紙「マイスポーツすぎなみ」は、新聞折り込みによる杉並区内各世帯への配布を行うとともに、区内公共施設や鉄道の各駅に設置し、広く区民の手元に届くようにしている。また、財団ホームページ上でのスポーツ振興に関する情報は、誰でも閲覧可能となっている。</p> <p>スポーツ専門家の派遣については、毎事業年度当初に各区立小中学校、児童館へ事業の目的、実施内容を周知し、派遣の要望を受け付けている。</p> <p>イ(事業の質を確保するための方策) 情報提供について、広報誌については紙面構成、情報の収集など専門のスキルを持った職員が担当し、作成している。ホームページも同様で、なおかつセキュリティ対策として外部専門業者に運営を委託している。</p> <p>スポーツ専門家の派遣については、実績のある指導者や選手を、体育協会やスポーツ関係事業者などを通して選出し派遣している。</p> <p>ウ(審査・選考の公平性の確保) 専門家派遣事業について、派遣の依頼を常時受け付けており、依頼内容に応じて予算の範囲内で対応している。</p> <p>エ(その他) 提供する情報は特定の団体の宣伝等ではない。</p>

令和8年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込み・
公益目的事業の種類及び内容

令和8年3月発行



《編集・発行》

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目 14 番 2 号 みなみ阿佐ヶ谷ビル 8 階

電話 03(5305)6161

FAX 03(5305)6162